

西予市公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月
愛媛県西予市

目 次

はじめに

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の状況	2
(1) 事業用資産(建物)	2
(2) インフラ資産	3
2 将来人口の推計	4
3 公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等	5
(1) 財政の現況と課題	5
(2) 公共建築物の試算結果	9

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	10
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理	10
3 現状や課題に関する基本認識	10
(1) 施設の老朽化	10
(2) 財源の不足	11
(3) 施設利用状況の変化	11
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	11
(1) 点検・診断等の実施方針	12
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	12
(3) 安全確保の実施方針	13
(4) 耐震化の実施方針	13
(5) 長寿命化の実施方針	14
(6) 統合や廃止の推進方針	14
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	14
5 フォローアップの実施方針	15

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 事業用資産	16
(1) 市民文化系施設	16
(2) 社会教育系施設	16
(3) スポーツ・レクリエーション施設	17
(4) 産業系施設	17
(5) 学校教育系施設	18
(6) 子育て支援施設	18
(7) 保健・福祉施設	19

(8) 医療施設	19
(9) 介護施設	19
(10) 行政系施設	20
(11) 市営住宅	20
(12) 公園	21
(13) 供給処理施設	21
(14) その他	21
2 インフラ資産	22
(1) 道路(市道、農道、林道)	22
(2) 橋梁施設	22
(3) 上水道施設	23
(4) 下水道施設	23
(5) 漁港・港湾	23
(6) 通信施設	24

はじめに

西予市では、戦後の「第一次ベビーブーム」の昭和25年に人口のピークを迎え、それから徐々に人口が減少し、「第二次ベビーブーム」である昭和45年頃でも減少は多少緩やかにはなったものの、人口の増加は見られなかった。

しかしながら、高度経済成長期から安定成長期になり、公共投資も盛んとなることで、将来の人口見通しは考慮されないまま昭和40年代後半から昭和50年代にかけて公共建築物やインフラ資産の整備が盛んに行われてきた。また、本市は平成16年に5町が合併して誕生した市であるため、面積も広大で施設数も非常に多くなっている。これらの公共施設等の約半数が既に完成後30年以上を経過し、老朽化が進展している。

今後は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、税収の減少が予測される一方で、社会保障費に対する支出は年々、増加していくことが懸念されている。これに加え、老朽化した公共施設は既に更新の時期を迎えており、これからもその数は増加することから、それらの更新費用が市の財政運営にとっての大きな負担となることが予想される。

財政規模に見合わない多くの公共施設を保有し続けることは、将来世代への負担を増加させるばかりでなく、真に必要な公共サービスの維持さえも困難にさせる恐れがある。市の財政破たんという最悪のシナリオを回避し、子や孫の世代など将来の市民にも良好な公共サービスを提供していくためには、公共施設を市有の経営資産と捉え、新たな収入源と認識した運用を行うことが重要となっている。

また、公共施設の配置や利用方法を見直し、財政支出を抑制するためのコスト縮減方策を考えなくてはならない時期が既に来ている。

以上のことから、市が所有する施設の将来あるべき姿について考え、適正な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを推進することで、必要な公共サービスを維持しながら、将来にわたって持続可能な行政運営を実現するために「公共施設等総合管理計画」を策定する。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

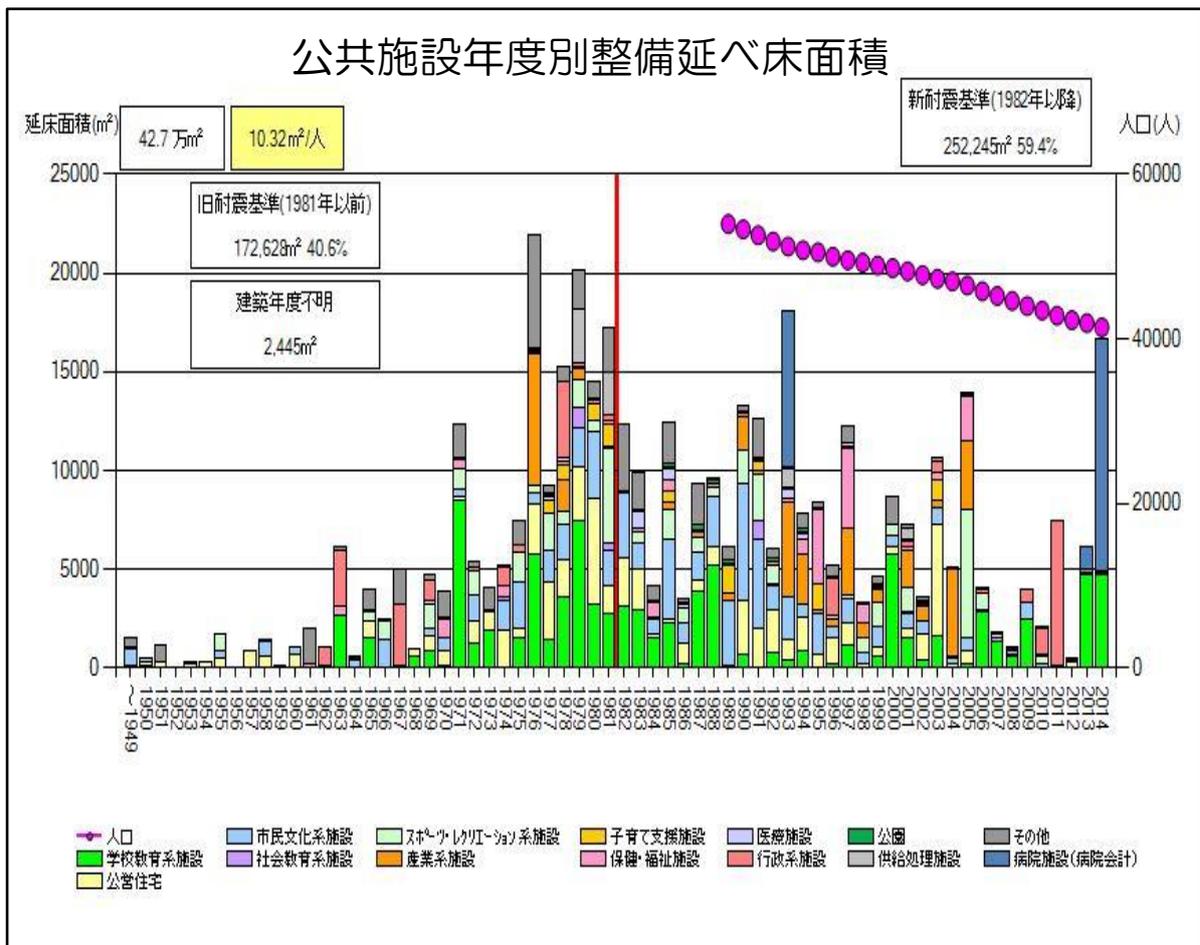
1. 公共施設等の状況

(1) 事業用資産（建物）

平成28年（2016年）3月1日現在で本市が保有する公共施設は896施設1,475棟427,318㎡（10.59㎡/人）で、全国平均3.22㎡（公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果：総務省自治財政局財政調査課：平成24年3月公表）の約3倍の状況である。

用途別の公共建築物の床面積の変遷は、1970年代前半から1980年代後半まで、学校教育系施設の面積が多く占めている。その後も、2000年代に入り更新等で面積が増え、最近では小学校の統廃合等で新たに増床した学校もある。近年の大型施設としては、病院施設として、1993年に野村病院、2014年に西予市民病院、スポーツ施設として2005年に乙亥の里、また市役所本庁舎が2011年に建設されている。

所有する公共施設の約20.6%は学校であり、1970～1980年代に公共施設が集中的に整備されたこともあり、全施設の平均築年数は29.7年となっている。



(2) インフラ資産

(平成28年1月末現在)

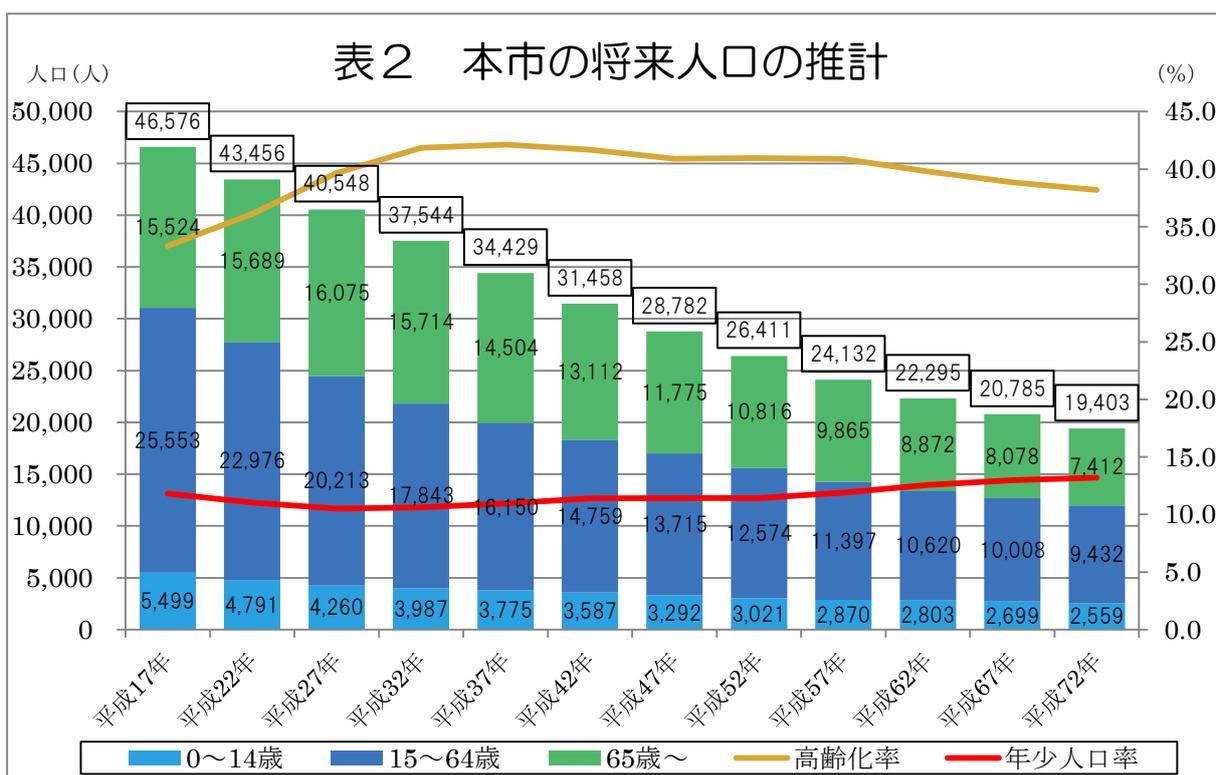
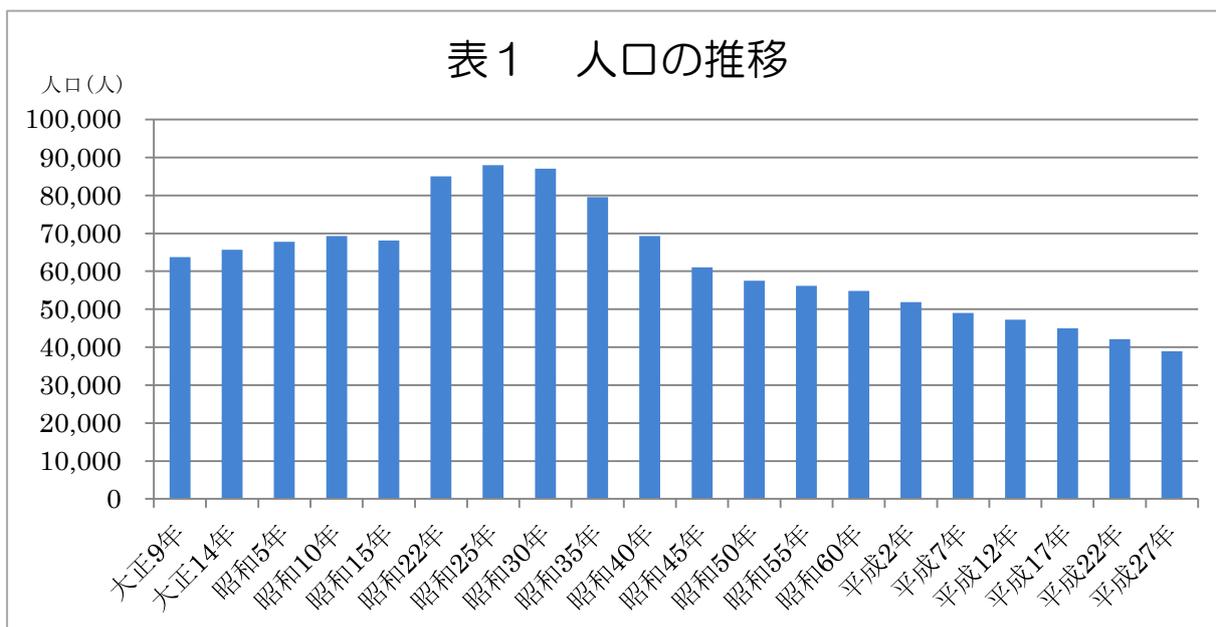
①道路	市道	路面	1,157km
		道路構造物、法面等	131km
		トンネル	3箇所
	農道	舗装済	263km
		未舗装	467km
	林道	舗装済	69,126.6km
未舗装		241,028.9km	
②橋梁	市道	682橋	
	農道	14橋	
	林道	8橋	
③上水道	導水管	17.170km	
	送水管	66.330km	
	配水管	382.525km	
④下水道	コンクリート管	4.636km	
	塩ビ管	79.463km	
	その他下水管	4.841km	
	農業集落排水市内総管路延長	160.526km	
⑤通信施設	光伝送路（地域イントラネット基盤）	延長	37 km
		接続施設	17 箇所
	光伝送路（地域公共ネットワーク基盤）	延長	194 km
		接続施設	77 箇所
	光伝送路（地域情報通信基盤）	延長	660 km
		加入者数	10,623
防災行政無線施設	(同報系) 親局 5 局・遠隔制御局29局・再送信子局 4 局・屋外拡声子局284局 (うち再送信子局併用 6 局)		
	(移動系) 基地局 5 局・携帯67局・車載120局		
⑥公園	都市公園	7 箇所	
	農村公園	7 箇所	
	農業公園	1 箇所	
	その他公園	63箇所	
⑦漁港・港湾	漁港	外かく施設	22,250.9m
		けい留施設	8,163.0m
	港湾	9 施設	延長 791.0m

2. 将来人口の推計

本市の人口は、昭和25年の87,940人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査の速報では、38,927人となった。(表1「人口の推移」参照)

本市の人口ビジョンでは、10年後の平成37年には、人口が34,429人(昭和40年の約1/2)、年少人口率は11.0%で3,775人、高齢化率は42.1%で14,504人となる推計もあり、今後さらに少子高齢化は進展するものと見込まれる。

この人口の減少によって稼働率の低下や余剰スペースの発生している公共施設もあり、その有効活用が課題となっている。(表2 本市の将来人口の推計参照 ※数値は住民基本台帳から推計した「西予市人口ビジョン」の高位推計の値を使用)



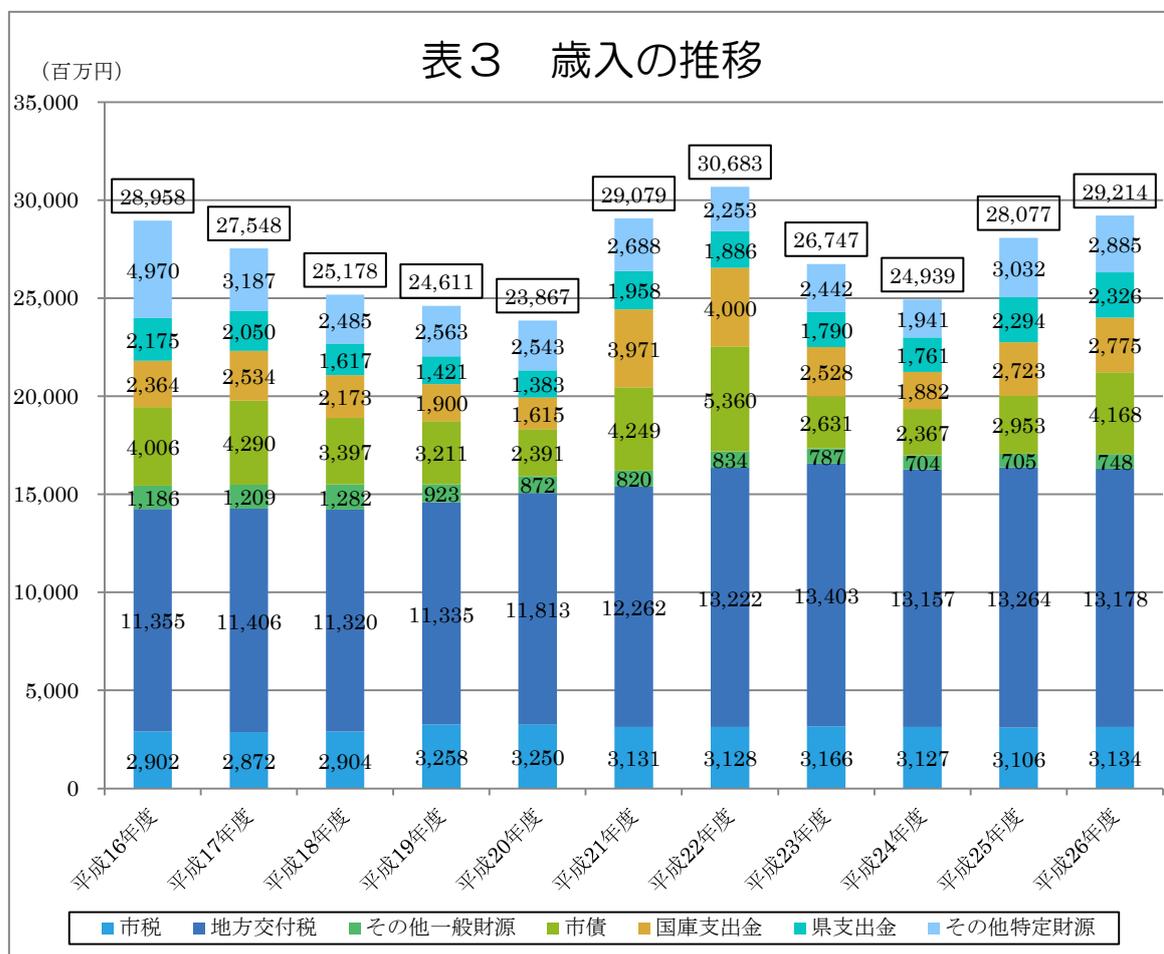
3. 公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等

(1) 財政の現況と課題

本市は、平成16年度の合併以降、財政力指数が0.24から0.28の間で推移しており、市税等の自主財源が乏しく、地方交付税や国・県支出金に依存している財政構造となっている。今後も財政基盤となる市税等の確保については、企業誘致や起業による雇用拡大等が大きく進展することを見込むことは困難であり、また人口減少が進んでいる現状、地方交付税のうち普通交付税の一本算定への移行（特例措置の終了）を考慮すると非常に厳しい展望をせざるを得ない。合わせて、今後も公共施設の維持管理のほか、まちづくり計画に基づき実施予定である大規模改修や更新等が計画されており、当面の間（旧合併特例債活用期限：平成31年度まで）歳出の抑制も困難な状況である。

① 歳入の推移・内訳

主な自主財源である市税は、税制改正を伴いながら30億円前後で推移しており、地方交付税が歳入総額の約4割を占めていることが他に依存する脆弱な財政基盤を示している。大型事業を実施した年度においては、国・県支出金のほか市債を財源としているため歳入に占める割合が高くなることとなる。市債については、可能な限り交付税に措置される過疎対策事業債、辺地対策事業債、旧合併特例債など財政的に有利なものを活用している。

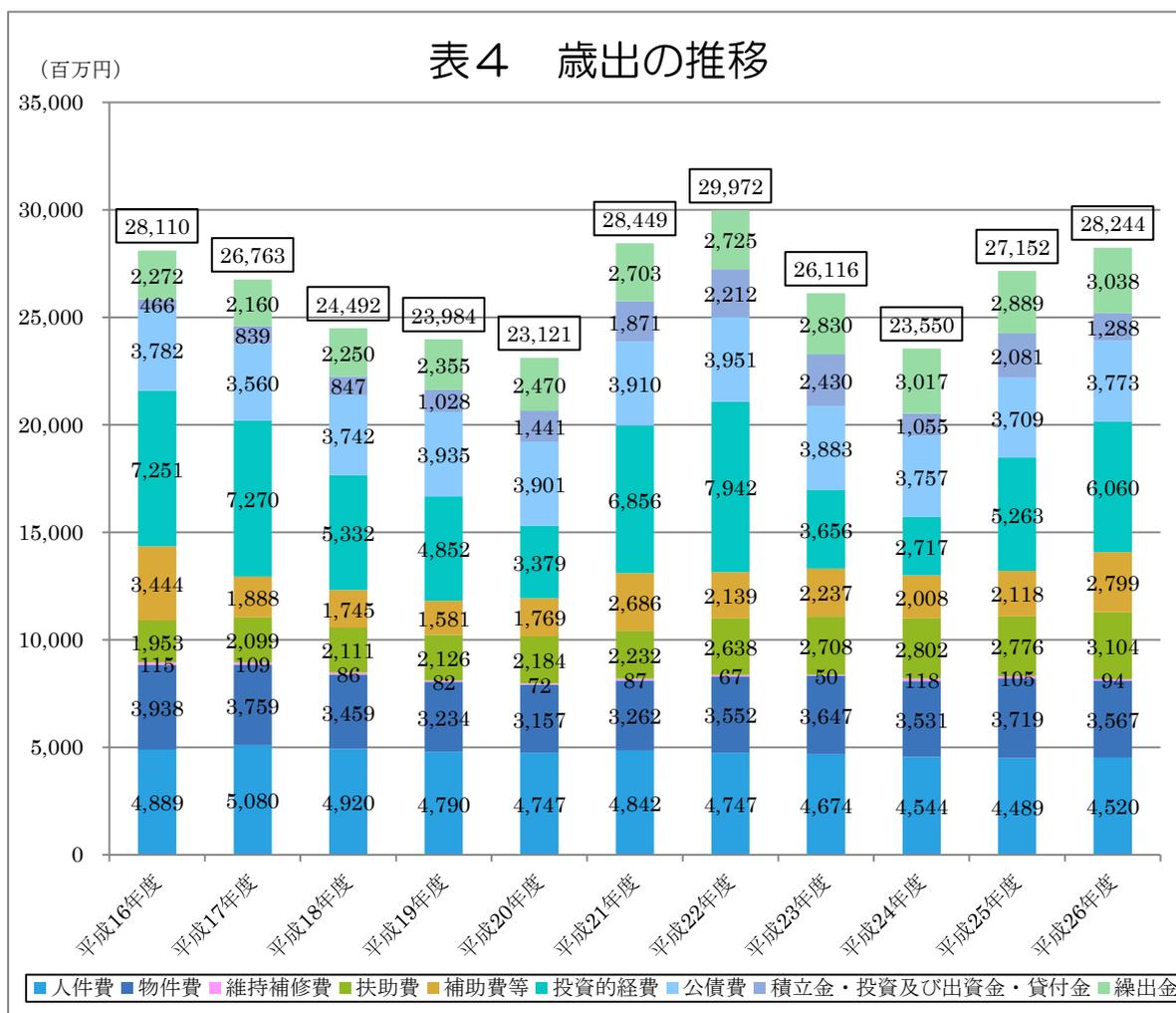


② 歳出の推移・内訳

まちづくり計画書（新市建設計画）に基づき、各年度において、国・県支出金、市債など調達可能な財源を確保し事業を実施している。また、普通建設事業に限らず中長期の財政計画（推計）から財源として基金を取り崩し、目的に応じた事業を実施している。

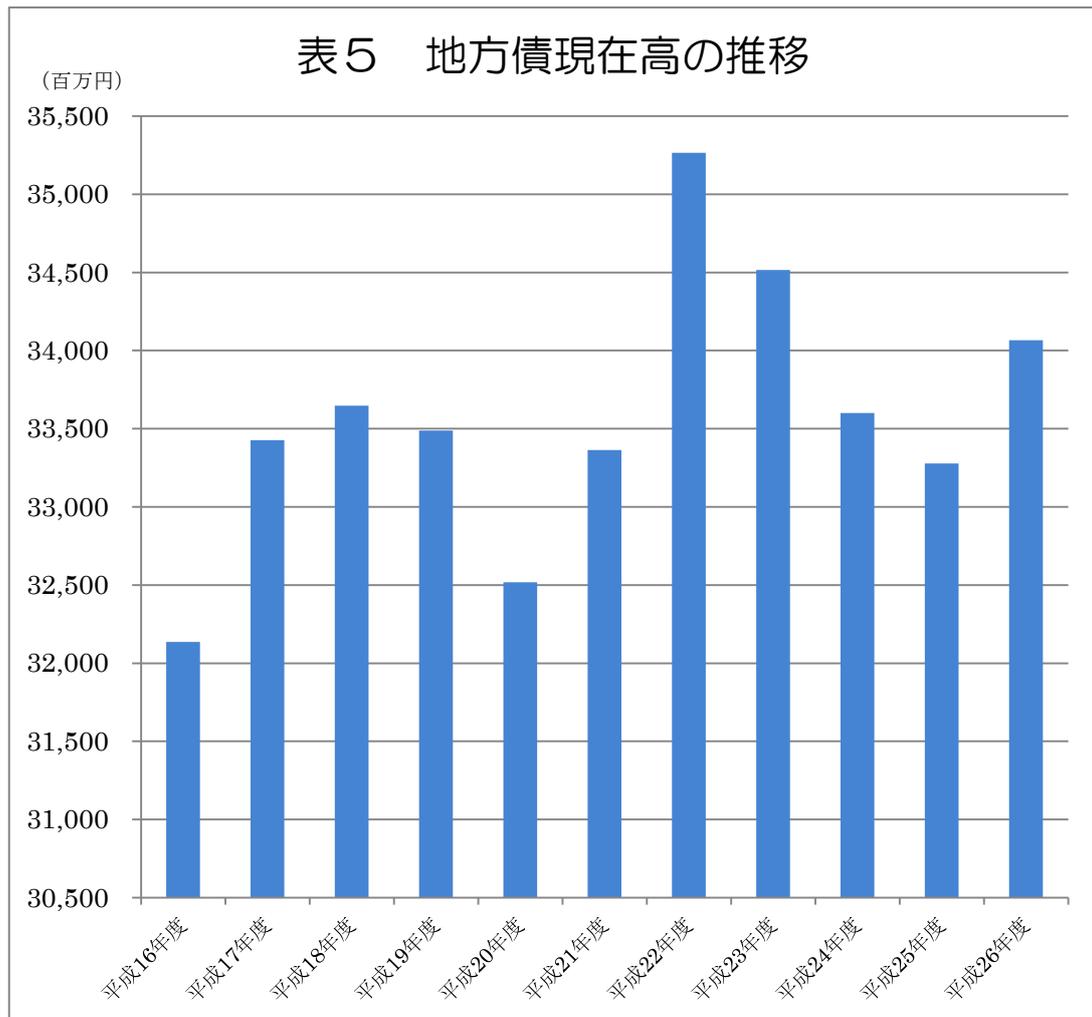
歳出規模が大きくなっている主な要因として平成21及び22年度は庁舎（本庁）建設事業、国の緊急経済対策事業及びCATV整備事業などであり、平成25及び26年度は小学校統合校舎建設事業、汚泥再生処理施設整備事業、野村地域教育福祉複合施設建設事業及び愛媛国体施設整備事業費などである。建設計画に基づく事業実施といえども、市債の調達は世代間負担の公平性から後年度負担を伴うものであるが、借入額の増大が後の公債費増額につながり財政への圧迫が懸念される。

なお、財政の将来見通しでは、納税者の減少や高齢者の増加に伴う扶助費の増加が予測されるので、必要とされる投資的経費を確保するための手立てを講じていく必要がある。



③ 地方債現在高の推移

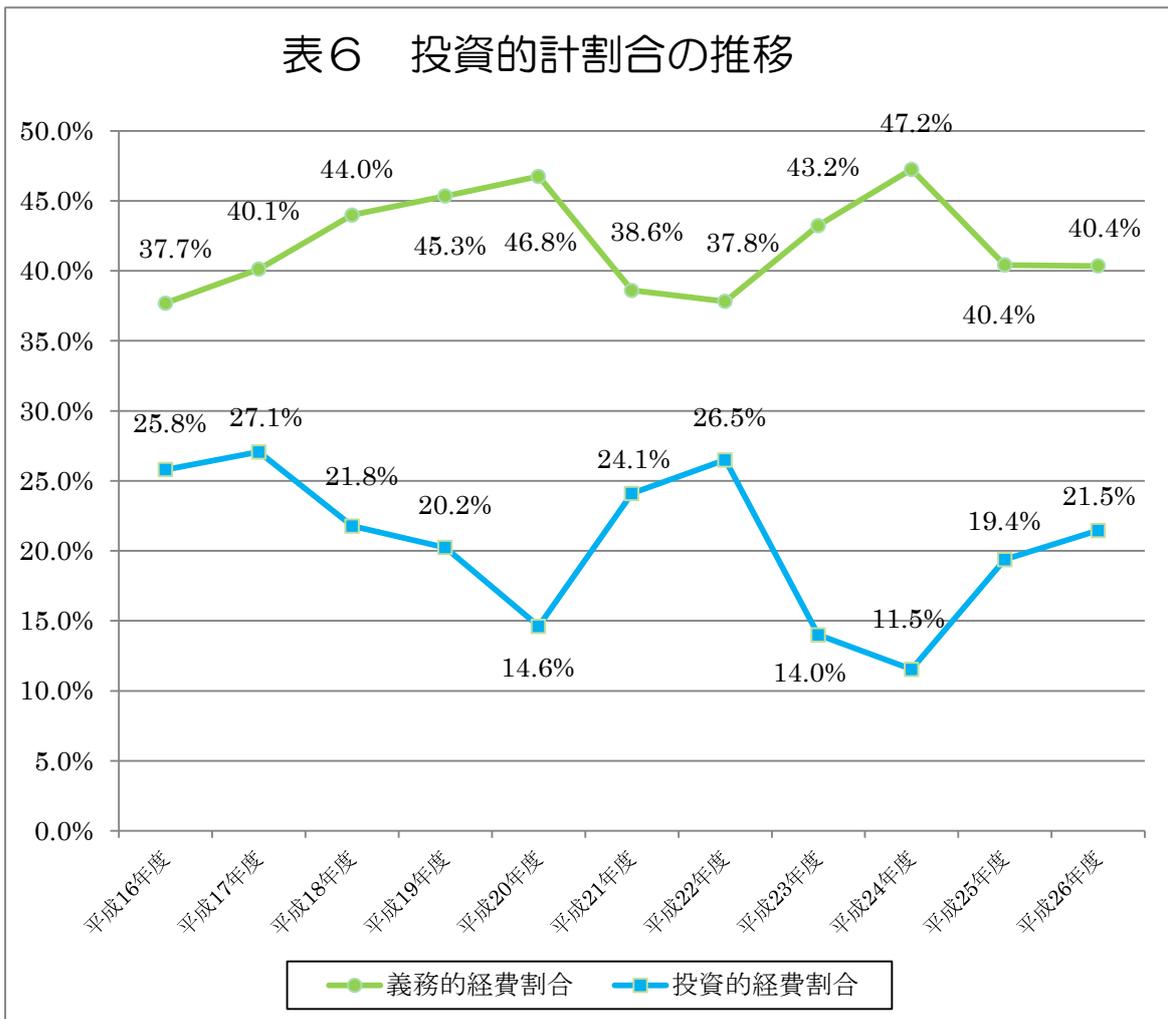
本市の普通会計における市債残高は、平成26年度末現在、約340億円となっている。大型事業については、市債を発行し資金を調達することで事業を実施している。平成27年度以降も大型事業が予定されており、単年度に返済する償還額を上回る借入額が想定され、残高は増加することが見込まれる。ただし、歳入である地方交付税のうち普通交付税に算入される市債を活用することに努めている。



④ 投資的経費割合の推移

公共施設に係る投資的経費の歳出全体に占める割合は、平成16年度以降、30%を下回る水準で推移しており、平成20年度以降は大型投資の度に増減を繰り返している。投資的経費の主なものは建設事業費であり、義務的経費の主なものは、人件費、公債費、扶助費である。義務的経費が増加することで、建設事業に投資する一般財源は減少することとなり、自由に使用することができる一般財源が減少することは、財政の硬直化を表している。

なお、公共施設の修繕など維持管理経費は、義務的経費に分類される。

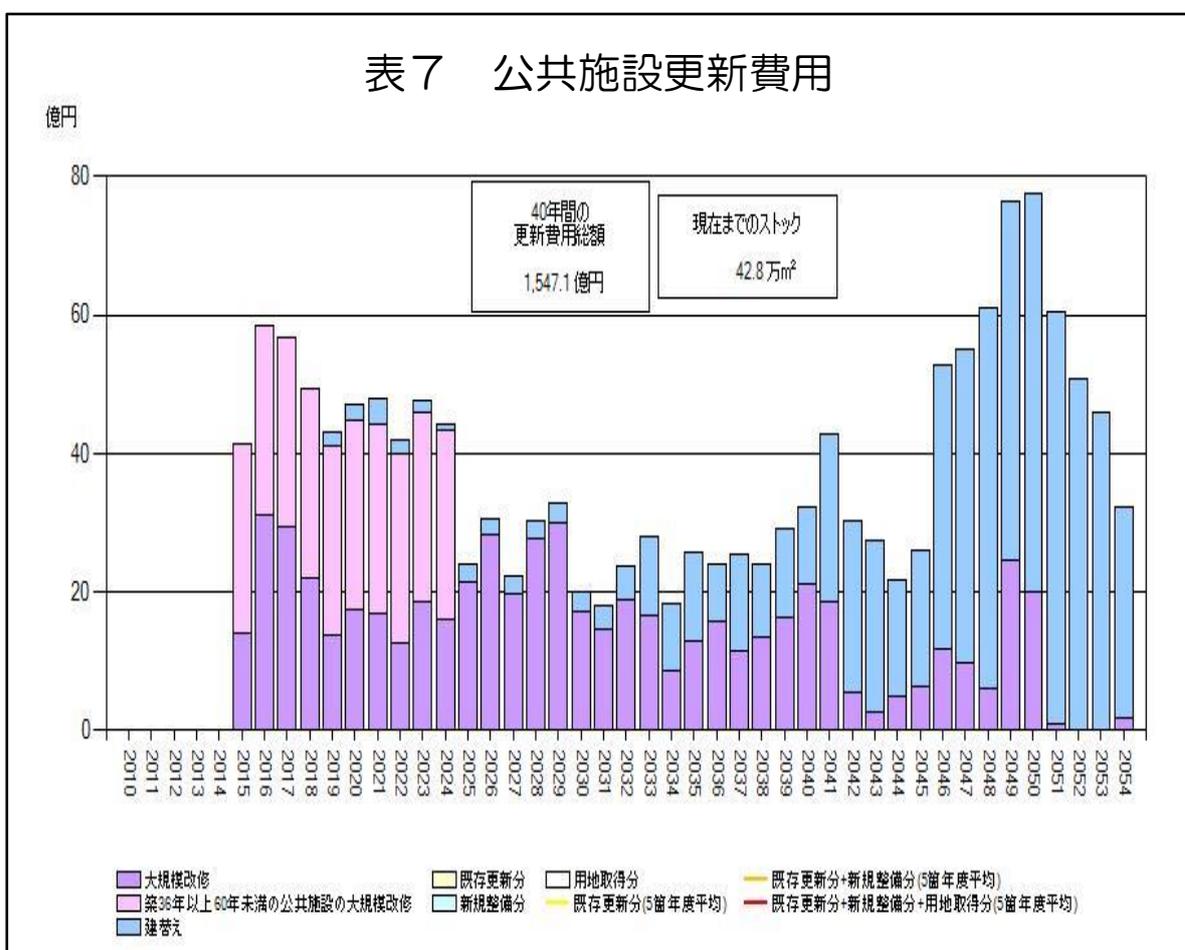


(2) 公共建築物の試算結果

総務省より提供されている公共施設更新費用試算ソフトを活用し、本市が現在保有する公共建築物を今後も保有し続けたと仮定した場合に必要な更新費用等の将来コストを試算したところ、40年間で1,547.1億円、年平均で38.7億円となり、直近5年間の投資的経費の平均である51.3億円より低い数値となっている。

しかしながら、この直近5年間には、庁舎建設、市民病院建設の大型事業を行っており、その大型工事に近い支出が毎年行われているような試算となっている。

今後人口減少が進む中で、市の財源である税金や交付税を考慮すると、現在と同じような投資を続けていくことは万に一つの可能性もないと言わざるを得ない。



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

計画期間は平成28年度（2016年）から平成37年度（2025年）の10年間とするが、この期間内でも総合計画等の見直しに伴い、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとする。

なお、社会情勢などが劇的に変化し、この計画では対応しきれないような状況が生じた場合は、抜本的な見直しも視野に入れる。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理

事業用資産については「公共施設等マネジメント会議」を公共施設の総合的な管理・運営に関する意思決定の最上位機関とし、その下に「公共施設等マネジメント幹事会」を置き、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用を図る。計画の進捗状況の把握については、実際に維持管理を担当している職員で構成する「公共施設等マネジメント作業部会」が当たる。

インフラ資産についても、公共施設と同様の組織で連携や情報共有を適宜行いながら、効率的な運営を図る。

組織名	役割	構成員
公共施設等マネジメント会議	計画実施状況の確認 跡地施設の利活用検討	副市長及び 部長級職員
公共施設等マネジメント幹事会	計画内容の見直し協 議・検討	関連部局 課長級職員
公共施設等マネジメント作業部会	計画の進捗状況把握	施設等担当係長等

3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 施設の老朽化

本市の公共施設等の多くが昭和40年代から50年代に建設されており、建設から既に30年以上経過している施設も多いため、老朽化や機能の陳腐化が進行している。既に、大規模改修の時期を迎えている施設も多いが、利用できないわけではないため改修の先送りが生じている。このままでは、更新時期が集中し緊急を要する施設でさえ、対処療法的な改修しかできない状態となる。

施設の品質を適正に保ち、長期的に健全な状態を維持するためには、大規模な改修や更新が必要であり、その時期の集中を回避する必要がある。

(2) 財源の不足

少子化に伴う生産年齢人口の減少により、市税収入は減少すると見込まれるが、高齢化に伴う社会保障費は増加することが予想されるため、今後は、公共施設等の維持更新のための投資的経費に対する財源が益々不足することが予想される。

一方、老朽化した公共施設等の改修・更新にかかる将来コストは増加することが見込まれるので、新たな財源の確保やコスト縮減に向けた施策が必要となる。

(3) 施設利用状況の変化

少子化の進展や人口の流出等により、人口が減少に転じている一方で、これまでは市民ニーズや社会情勢の変化に対応して公共施設等の数量は右肩上がりが増加してきた。

今後、公共施設等の保有量は、人口減少に伴い、これまでと比較すると過剰な状況が生じると予想されるので、保有量を適正に保つために総量縮減に向けた施策が必要となる。

以上のことから、人口減少や人口構成、市民ニーズ等の変化に応じて、公共施設等の総量の適正化（削減）を検討することが必要であり、限られた財源の中で公共施設等の維持・更新を実施し、安全安心な市民利用に努めると共に、公共サービスの提供のあり方についても検討が必要となる。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、公共施設等を市民共有の経営資産と捉え、市全体として最適化を図りつつ、効果的に公共施設等をマネジメントするために、以下の4つの指針を基本的な考え方とする。

基本指針① 保有施設の総量縮減

原則として、新規の公共建築物は建設しない。ただし、現在ある施設の更新については、利用状況や必要性等を総合的に判断した上で順次行っていくこととするが、判断によっては更新を行わず、公共サービス機能を維持する方を講じながら、優先順位により施設の総量を縮減する。

基本指針② 統廃合・複合化の推進

更新時には原則的に、近隣にある他の施設との複合化を検討する。優先度の低い施設は全て統廃合の対象とし、統廃合により発生した跡地については、賃貸や売却により有効活用し、優先する施設更新のための費用に充てる。

基本指針③ 公民連携による財源の確保

公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せた方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、PPP/PFI、包括的民間委託などの公民連携を積極的に進める。

基本指針④ マネジメント体制の確立

公共建築物は、これまでの所管課ごとの維持管理体制を改め、部署横断的な体制を確立することで、事務の効率化や建物管理レベルの均一化など一元的なマネジメントを行い、維持管理コストを縮減する。

(1) 点検・診断等の実施方針

① 施設の点検

公共施設等は、数多くの部材や設備機器等を組み合わせて構成されており、利用状況や経年変化から生じる損傷、汚れ、老朽化の進行に伴って本来の機能を低下させている。

また、しっかりとした点検さえ行っていれば軽微な補修で済んでいた劣化を放置することにより、設備機器全体の交換が必要となり多大な経費がかかる事例も発生している。

点検には、日常点検の他に法定点検などの定期点検や臨時点検などがあり、職員自らが実施する場合と委託する場合があるが、委託の場合には、委託契約により実施している点検が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、施設の実態を把握する必要がある。

また、指定管理者制度を活用した施設においては、指定管理者に施設点検のすべてを委ねるのではなく、定期的な点検を促し、本市も立会い等を実施することで、施設の良好な維持を図り、長期利用を促進する。

点検については、その時点の劣化状況を把握し、利用者の安全を確保することに加え、履歴を記録し、蓄積して今後の老朽化対策等に活かすことが重要となる。専任部署の専門知識を有する技師により、本市が所有する公共施設等を市民共通の資産として捉え、公平な視点から適正な管理水準を定めることとする。

② 施設の診断

公共施設等の現況を把握するための施設診断では、施設の安全性、耐久性、機能性および適法性を診断項目とする。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用する。また、施設個別調査において整理されている利用状況やコストのデータを活用して診断する。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、その記録を蓄積して、施設毎に評価を行い、施設の課題と優先度を判断し、「分野別公共施設等マネジメント実施計画」の策定に活用する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕の実施方針

公共施設等は、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、利用者にとって安全に使用される必要がある。公共施設等を供用し続けるには、設備機器の

運転や清掃、警備保安が必要となる。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせない。これを怠り、機器の運転等に支障が出た場合は、管理上の問題点や責任の所在を明確にし、以後の運用に支障が出ないように、管理体制を強化する。

建物や設備の修繕や小規模改修に対しては、本市と管理委託業者が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築する。

また、指定管理者の管理する施設についても改革を行い、現在の役割分担や経費負担を見直し、しっかりとした保守体制を構築することにより、突発的な修繕が発生しないよう管理する。

維持管理および修繕を計画的・効率的に行い、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減するため、全庁横断的な包括管理委託の導入を検討する。

② 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した都度に対応する事後保全ではなく、建物ごとの管理計画である「分野別公共施設等マネジメント実施計画」を策定した上で、予防保全対策を実施していくことが重要となる。

また、公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用する PPP/PFI の活用を積極的に検討する方針とする。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制を整えることが重要となる。

施設の安全性について、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施する。ただし、高い危険性が認められた公共施設等については、利用状況や合理性等の総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もある。

また、利用面の理由により供用廃止した施設のうち、転用や売却が困難な公共施設等は、起債などを活用して除却（解体）するものとし、市民の安全確保に努める。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設の耐震化については、耐震診断のうえ、必要に応じ耐震補強工事を計画的に実施することとし、特に庁舎、学校、公民館等防災上重要な建物については、重点的に耐震性の確保を図ることとする。

このことから、公共施設の耐震化は計画的に推進するが、未耐震施設は築後30年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があり、多額の費用を要するため、耐震補強は慎重に検討を行いつつ、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討する。

(5) 長寿命化の実施方針

本市ではこれまで、公共施設等の保全に関し、対症療法的に劣化箇所を補修する「事後保全」が主な管理方法だった。このことで、適切な維持管理の時期を逃し、劣化の進行を止めることができずに建物の寿命を短くしている場合があった。

これを是正するため、今後は破損、故障等の施設の劣化が進展する前に、計画的に維持管理を行う「予防保全」に転換し、施設を延命することで保全費用を削減し、予算の平準化を図る。ただし、すべての公共施設等に予防保全を実施するとなると、膨大な経費が必要となり、かえって財政を圧迫しかねないため、実施範囲を検討する。

また、定期的な修繕に加え、適切な時期において大規模修繕を行う必要があり、公共建築物として一般的な鉄筋コンクリート構造の建物においては、築後30年から40年での大規模修繕を検討する。

また、インフラ資産については、各分野において策定されている長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト(LCC)¹の低減に寄与する効率的な管理を実現する。

(6) 統合や廃止の推進方針

利用状況等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元に対し、施設の利用状況及び費用対効果を十分に説明し、廃止・除却を進める。

集会室、和室、会議室など類似、重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、更新に際しては、施設の集約化による機能統合を検討する。

市民ニーズ、社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図る。

また、有償での売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段としても有効に活用する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

前述した公共施設マネジメント会議をはじめとする部署横断的な体制を基本としつつ、状況に応じてより柔軟に体制や方針の改定、目標の見直しを行いながら、一層、総合的で実践的な資産運営を推進する。

また、全庁的な公共施設等のマネジメントを推進していくために、庁内合意の形成を図ることはもとより、職員一人一人が公共施設等のマネジメントを導入する意義を理解した上で、共通認識を持って様々なマネジメントに取り組み、コスト削減や市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要となる。

そのためには、担当職員の技術研修（先進自治体視察、セミナー参加）、幹部職員から施設に直接関係しない職員までの全職員を対象とした講演会等を通じた啓発により、意識改革を促し、問題意識の共有・醸成を図る。

これにより、公共施設等マネジメントのあり方、市民の共通資産を経営するという視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識

¹ ライフサイクルコスト：施設の建設から維持管理、解体撤去に至るまでの生涯費用

の向上に努める。

なお、本市の予算編成時には、平成28年度に策定する施設ごとのアクションプランに則り、計画的な施設の維持管理を行うものとし、突発的な予算が極力発生しないよう努める。

5. フォローアップの実施方針

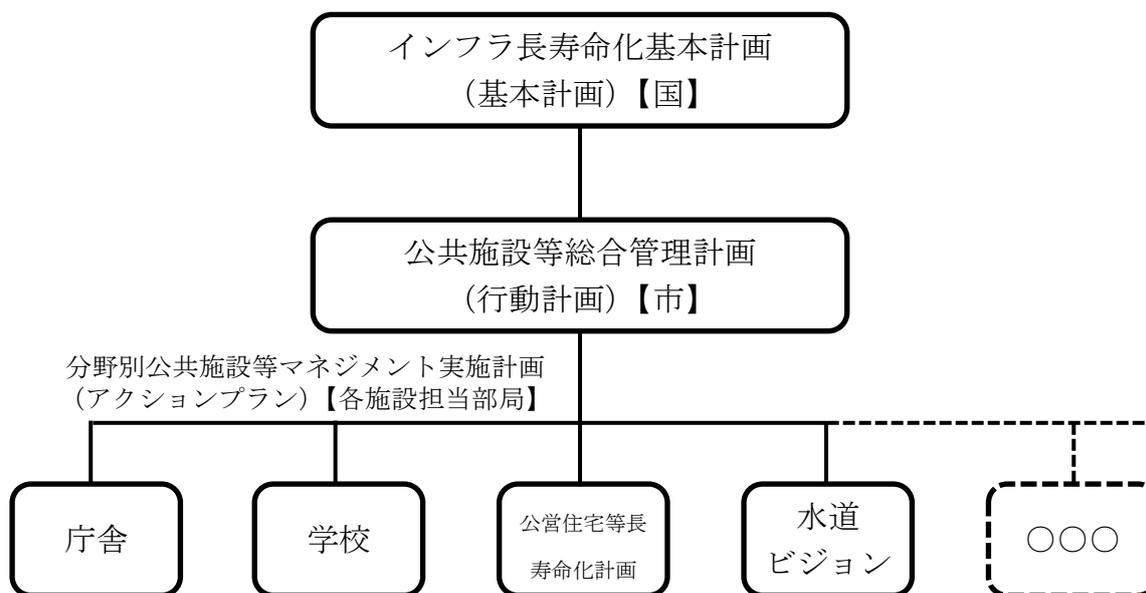
(1) 業務サイクルによるフォローアップの考え方

この公共施設等総合管理計画を基に、平成28年度には「分野別公共施設等マネジメント実施計画」及び「公共施設状況調査報告書」を策定する予定としている。「分野別公共施設等マネジメント実施計画」においては、各施設に詳細なマネジメントのアクションプランを策定することとする。

今後は、アクションプランに基づき、公共施設等の建設や大規模改修、統廃合、更新を実施していく。

また、アクションプランの対象外となる施設についても計画的に管理を行い、見直し時点において、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から再評価し、公共施設等総合管理計画を改訂する。

【公共施設等総合管理計画等の体系図】



(2) 議会や住民との情報共有

公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を実際に利用し、市税により支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示する。

評価に基づくアクションプランを策定した場合は、議会に対しても報告し、住民説明会を必要に応じて開催する。その場合、議会や住民にもコスト意識を持って地域の将来を見据えてもらえるよう啓発する。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する基本的な考え方を基に、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を大きく「事業用資産」と「インフラ資産」に分けて検討する。

特に、事業用資産に関しては、市民生活に直結する資産が多いため慎重に検討する必要があり、各施設の詳細な計画に関しては「分野別公共施設等マネジメント実施計画」において検討するものとする。

なお、施設を利用しなくなったとしても、その施設が存在するだけで近隣に迷惑をかける場合などがあり、何らかの経費が掛かってくるため、利用状況等に照らして必要性が認められない場合は、基本的に廃止・除却を行う。

1. 事業用資産

(1) 市民文化系施設

公民館施設の半数以上は旧耐震基準で建設され、老朽化が顕著であり、耐震化とともに長寿命化を図る時期に来ている。災害時の避難所にもなっているため、早急な改修が必要ではあるが、地域によって公民館に対する考え方も違っており、既存の施設すべてを行政で維持するかどうかの検討が必要となる。

集会所は、地元管理のものが多いため、維持管理に関しては地元に一任し、その経費に関しても支出は行わない。ただし、更新時の補助等は適宜、予算の許す範囲で行うものとし、市以外の補助事業も活用する。なお、利用状況や人口減少等も考慮し将来を見通したうえで、統廃合の検討も地元を促す。

隣保館は、老朽化している施設が多いが、利用者数や利用内容を確認しながら代替え施設の利用も検討する。

文化施設は、地域文化の振興に欠かせない施設であるが、運営および維持管理には多額の経費を要する側面もあるため、効果的かつ選択的な投資をおこない、長期的な活用を図ることとする。

その他文化施設は、文化的な価値が高く文化財に指定されているものも多いため、その保護を確実にいき、長期的に活用ができるよう維持管理を行う。ただし、文化的価値の認められない施設においては、今後の必要性及び利用状況等を鑑み、転用、廃止・除却も検討する。

(2) 社会教育系施設

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理保存し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設であり、建物の老朽化でそれらに被害が及ばないようにする必要がある。

しかし、市民図書館の中には耐震化ができていない施設もあるため、今後の必要性及び利用状況等により、更新を検討する。

博物館の役割である資料の収集・保管・整理、展示、調査研究、教育学習活動を効果的に行いかつ地域文化の振興に資するよう、複合化や既存施設の転用、展示内容の抜本的な見直しも視野に入れて検討する。そのうえで、展示資料、収蔵

資料等に被害が及ばないように、また教育学習活動に支障のないよう耐震化や長寿命化を施し、長期にわたり活用できるようにする。

美術館では、独自性に溢れ本市の看板のひとつともいえる事業が展開されていることもあり、展示・収蔵品の保護はもちろん、来館者が快適に見学し、芸術に触れることのできる環境を整えておく必要があるため、予防保全を適正に行う。

なお、博物館収蔵品および美術館収蔵品については、収蔵量が多く、博物館・美術館で収蔵できない場合は、学校跡地を利用するなど、一括して収蔵できる施設の設置又は既存施設の転用を含め検討する。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

① スポーツ施設

小学校が閉校になったことで、屋内運動場（体育館）及びグラウンドが市民用となったため管理数が増加している。屋内運動場は災害時の避難所としての位置づけもあることから、耐震化が必要な施設は、耐震化したうえで長寿命化を図る必要があるが、築後30年経過し老朽化した施設も多く、スポーツ施設としての利用が少ない施設もあるため、安易な改修は行わず、代替え施設の検討も行う。

市営プールについては、各小中学校にプールがあることから、利用の効率化を図ったうえで、廃止・除却を検討する。

野球場については、更新した施設や老朽化した施設があるため、利用状況等により統廃合を検討する。

その他のスポーツ施設についても同様、利用者の増加が見込めない施設については、安易な改修は行わず、代替え施設の検討または廃止・除却を検討していく。

② レクリエーション施設

観光施設は、本市のイメージを創出する施設であるため、その施設の設置目的を明確にし、集客効果をどの判断基準で判断するのか、施設の必要性を常に意識することが重要である。

施設が老朽化すると、訪れた観光客や市民に対して施設を含めた市のイメージや姿勢を問われかねないため、存在意義や採算性を分析し、施設に対する価値観を確立する必要がある。

そのためには、予防保全により確実な維持管理を行うことが必要で、集客に影響が出ないようにするためには、PFI 事業、民間委託などの手法により、施設や環境を使って新たな魅力を創出する方法も考えられる。

しかし、公的資金を多額に投入する危険性もあり施設や設備の存在価値や公益性費用対効果を勘案し、集客が増加しない・住民に必要とされていないなど『施設としての役割を果たしていない』不採算施設については、譲渡、廃止・除却を検討する。

(4) 産業系施設

農業関係では、畜産施設や農業用倉庫が築後30年を超えたものが多く老朽化している。林業関係では、森林組合の事務所として使われているものが築後30

年以上を経過しており老朽化している。水産業関係では、漁港外郭施設や係留施設、海岸保全施設など築後40年以上経過している施設もあり、施設の長寿命化を図るため機能維持計画を進めている。

しかしながら、これらの施設は、補助事業を活用し事業主体は「市」、事業実施主体は「各協同組合等」といった、当時の産業構造上主体となる産業を発展させる目的のために設置したものを、関係団体等に貸し付けているものが多い。現在の産業構造の中で、その施設の必要性について、関係者の意見も勘案しながら、移管・譲渡、利用のないものについては廃止・除却を検討する。

その他の施設については平成になり建設されたものが多く、耐震化の必要もないため、指定管理者との連携により予防保全を行いながら利用する。

(5) 学校教育系施設

小学校については、「西予市小学校再編計画」に基づき、明浜地区、野村地区及び三瓶地区の統廃合を実施しており、城川地区についても平成28年度に統廃合する。

施設については、統合拠点校を中心に耐震化、更新及び大規模改修を行っており、今後も予防保全により確実な維持管理を行う。

なお、宇和地区の小学校施設については、ほとんどの施設で耐震化は行っているものの、長寿命化が図られていない施設が多いことから、「西予市小学校再編計画」を推進するとともに小学校施設の更新及び長寿命化を図る必要がある。

また、統廃合により学校施設でなくなった施設は、利活用を図ることとするが、利活用が見込まれない老朽化した施設においては、廃止・除却を検討する。

中学校施設については、すべての施設について耐震化を実施しているが、宇和中学校、野村中学校及び三瓶中学校の校舎については、老朽化により長寿命化を図る必要がある。しかし、少子化の影響により空き教室も増加しており、将来的な人口ビジョンにおいても急激に少子化が進展することが予測されるため、施設の維持管理経費を縮減するために更新することも視野に入れ検討する。

また、学校施設は、一般的な公共施設と比べ用途が限られており、放課後や夏休みなどの長期休業中の利用率が非常に低いため、施設を有効に活用するための施設開放を検討する。

教員住宅は、「西予市教職員宿舎再編計画」に基づき、市営住宅への転用、廃止・除却を行ってきたが、30年以上経過し老朽化した施設が多く、また、小学校再編計画が進展する中、利用されていない施設もあるため、譲渡、廃止・除却も視野に入れ検討する。

(6) 子育て支援施設

子育て支援施設は、幼稚園と保育所(園)が主になるが、少子化により児童数が著しく減少していく中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、保護者等からの教育・保育ニーズは多様化している。

このような状況から、教育・保育サービスの充実と幼稚園及び保育所(園)の適

正な運営を図るため、公立幼稚園については、「西予市小学校再編計画」に基づき、統合を進めたため現在2施設となっている。いずれの幼稚園についても、現在、耐震化や長寿命化の必要がないため、予防保全により長期利用を図る。

また、公立保育所(園)については、現在、8施設を保有しているが、「西予市公立保育所(園)のあり方に関する方針」に基づき、統廃合を検討したうえで耐震化及び長寿命化の検討を行う。

(7) 保健・福祉施設

高齢者福祉施設は、機能を他の施設に集約できるものもあり、利用の状況を踏まえて統廃合を検討する。既に、集会所としての活用が主な利用状況となっている場合は、地区への譲渡も含め検討する。

また、デイサービスセンターを含む温浴施設や生活支援ハウスについては、築後20年以上が経過しており老朽化しているため、運営面を検討しながら、計画的に長寿命化を図る。

障害福祉施設は、既に築後30年以上が経過しており老朽化しているが、貸し付け施設であり、今後行政での維持管理が必要か、譲渡又は廃止・除却も含めて検討する。

保健施設のうち保健センターに関しては、少子高齢化が進展する中で、健康診断や保健指導など市民の健康増進に関し重要な役割を果たしている。予防保全を行いながら利用するが、利便性の面から支所との複合化も視野に入れ検討する。

温浴施設に関しては、施設は新しいものの設備のメンテナンス等維持管理に非常に経費が掛かるため、利用促進、利用料の見直し等の運営面も検討し、予防保全を行いながら利用する。

(8) 医療施設

医療施設のうち市民病院は、施設が新しいため予防保全を確実にを行い、長期利用ができるように維持管理する。

野村病院については、築後20年以上が経過しており、外壁や防水・空調・内装等の大規模な改修を実施したが、今後も細かい部分の修繕等が発生するため、計画的に予防保全を行っていくことで長寿命化を図る。

また、診療所は、築後30年を経過した施設が多いため、耐震化や長寿命化を検討するが、利用状況も考慮し統廃合も視野に入れ検討する。

なお、医療施設は、利用者が少なければ経営が圧迫され、施設に対する維持経費や設備にも影響し、一層利用者が減少する悪循環にもなりかねないため、健全な経営についても検討する。

(9) 介護施設

介護老人保健施設つくし苑は、既存の施設が築後約20年経過しており、計画的に修繕をしながら長期利用ができるように維持管理する。

また、平成29年度に完成予定の増築施設については、予防保全を確実にを行い、長期利用ができるように維持管理する。

なお、施設に対する維持経費等に影響しないように、健全な経営について検討する。

(10) 行政系施設

市役所本庁舎は、平成23年4月に建築された新しい施設であるため、今後、数十年にわたり予防保全を行うことで、適正な管理が行える。しかしながら、各支所の庁舎については、地域行政の中心的施設にもかかわらず旧耐震基準で建設されたものが多いため、耐震性のある機能的にも十分な施設とするため、更新又は長寿命化を検討する。その際、市民の利便性等も考慮し、支所機能以外を兼ね備えた複合施設を検討する。また、人口減少に伴い職員数の削減も予想されるため、流動的なオフィスレイアウト、ワンストップ窓口創設等のオフィス改革を推進し、市民の満足度向上につながる仕組みの構築を検討する。

消防署は、市の消防防災行政の拠点であり、今後想定される地震等の災害においても重要な役割を果たす施設となっている。しかしながら、築後40年近くが経過しており、その役割を果たすためには機能的に不十分な状況となっているため、更新又は長寿命化を検討する。

消防団詰所は、地域消防の拠点として各地区にあるが、その半数は旧耐震基準で建設されており、老朽化している。人口減少の中、消防団員も高齢化してきており、団員確保も厳しい状況になりつつある。それらの現状を勘案して、各地区消防団の統廃合も視野に入れながら、消防団詰所の在り方を検討する。

なお、庁舎付属の施設については、貸し付け施設や倉庫等、早急な対応に迫られる施設ではないため、老朽化が進展した場合は、譲渡や廃止・除却を検討する。

(11) 市営住宅

平成27年4月現在において市が管理する市営住宅は875戸であり、西予市公営住宅等長寿命化計画の期間内（平成26年～平成35年）において用途廃止・集約をすることにより80戸の市営住宅の削減を検討する。

建設時期による市営住宅の特性と整備方針は、旧耐震基準で建設された木造平屋建て、簡易耐火平屋建ての住宅においては、多くが耐用年数を超過しており、用途廃止及び集約建替えを進めていかなければならない。

同じく旧耐震基準で建設された簡易耐火二階建ての住宅においても、その多くが今後10年のうちに耐用年数を超過することから、用途廃止及び集約建替えの方向で検討する。

新耐震基準で建設された耐火建築物及び高齢化社会対応指針に基づき整備された住宅については、長寿命化改善を施し、長期管理を図る。

また、増加している空き家を、公営住宅に準じる住宅として活用する取り組みを国が検討しているため、その導入を検討する。

(12) 公園

公園施設に関しては、都市計画上に設定された都市公園のほか、地形や事業に応じて設置されたなど、形態の異なるものが多数存在し、それに付随する管理棟や公衆便所以外にも、遊具等が設置してあり、安全面からも定期的な点検が必要である。また、花木なども植栽されていることから、景観面も含めて全体的な管理が必要である。

既に公園としての機能を果たしていない場所もあるが、市の資産として位置づけているものについては、公衆上の問題も含めて維持管理が必要となってくるため、維持するのみの支出が嵩んでいる場所も多い。しかし、維持管理系統が統一されておらず、財産管理上の分野も、冗費を支出しないように組織的に検討する必要がある。

今後、利用状況や、遊具の老朽化度合いを考慮し、施設の撤去や公園の改廃も含め機能と必要性について検討する。なお、早急な対応として休止施設については安全対策を講じる。

(13) 供給処理施設

供給処理施設は、設備の老朽化が施設の老朽化より早く進展するため、予防保全を確実にを行い、長期利用ができるように維持管理する。施設が老朽化した場合は、費用対効果を考慮し、近隣の市町に同じ施設がある場合は共同利用を含めた広域化を図るなど、経済的で効率的な運用を検討する。

なお、上水道及び下水道施設には、施設までの配管等があるため、インフラ資産においても、管理について検討する。

(14) その他

斎場（火葬場）においては、設備のメンテナンス等維持管理に非常に経費がかかるため、予防保全を確実にを行い、長期利用ができるように維持管理する。

また、今後の人口減を考慮し、火葬場の統廃合による建て替えや除却等を検討する。

公衆便所においては、このまま活用し、施設に付随しない公衆便所においては地元で維持管理から経費負担までを行ってもらえるよう検討する。地元管理にならない施設については、老朽化した時点で、廃止・除去を検討する。

バス待合所は、支障のない範囲で集会所や公共施設等を利用することとし、利用がない施設については廃止・除却を行う。

普通財産の貸付施設は、利用できる状態の場合は貸付けし、財源確保を行うものとするが、老朽化し利用できない状況になれば、廃止・除却を行い底地の売り払いも検討する。

2. インフラ資産

インフラ資産は、予防保全（計画保全）の導入による長寿命化と維持管理業務の包括的・長期的なマネジメントにより、ライフサイクルコスト(LCC)の低減を図る。

なお、インフラ資産については、以下のそれぞれの種別ごとに構造等が異なっているため、既存計画も含めそれぞれに整備計画を策定し、詳細な維持管理について検討する。

(1) 道路（市道、農道、林道）

本市は広大な面積を有しており、県内の他市町と比べても多くの道路を維持管理しなければならないため、市道、農道、林道それぞれを調整した上で、計画的に整備し、無駄のない運用を図る。

① 市道

路面については、路面性状調査により把握した MCI（舗装の維持管理指数）に基づき、一級、二級市道は計画的に修繕を実施する。その他の市道は、巡視パトロールや市民からの通報に対応し、事後保全として管理を実施する。

将来的には、包括発注の導入を目指し、従来の仕様規定による工種ごとの数量と単価に基づいた契約から、達成すべき要求水準を明確に規定し、それを達成するための方法や手段を定めない性能規定型の契約への転換を検討する。

道路構造物（法面、擁壁等）・トンネルについては、まず現状を把握する為、平成28年度中に1級路線内の構造物点検・トンネル点検を終了し、状態を把握した上で今後の維持管理計画について検討する。

② 農道

複数の地区に跨る広域農道以外は、地元管理であるため、公共災害の条件を満たす時以外の維持管理は地元対応とするが、巡視パトロール等日ごろからの管理体制を地元に促し、良好な維持管理を図るよう依頼する。

③ 林道

林道東津野城川線、林道成谷線、林道竜王線、林道肱川野村線以外は、地元管理であるため、公共災害の条件を満たす時以外の維持管理は地元対応とするが、巡視パトロール等日ごろから管理体制を地元に促し、良好な維持管理を図るよう依頼する。

また、林道維持管理計画書を毎年度当初に作成し、管理者としての責務を遂行する。

(2) 橋梁施設

① 市道橋

西予市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施しているが、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るために設立された愛媛県道路メンテナン

ス会議²と連携を取りながら、予防保全型の修繕等を行う。

② 農道橋

農道橋は、ほとんどのものが小規模であるため、地元管理者からの要請により補助事業による改修等を実施することとしている。今後も農道と同様、巡視パトロール等日ごろからの管理体制を地元に促し、良好な維持管理を図るよう依頼する。

また、複数の地区に跨る広域農道橋については、適切な維持管理を行い、予防保全を実施する。

③ 林道橋

林道については、重要な路線に橋梁は無く、現存している橋梁は山林の奥に建設され関係者のみの使用となっている。建設年数も古く老朽化しているが、費用対効果や今後の活用等を考慮し、橋梁の耐震化等を行わず、コスト縮減及び維持管理が安易となる道路線形の変更等を行い、橋梁とは別の機能回復を図ることとする。

(3) 上水道施設

西予市水道ビジョンに基づき、老朽化した配水管の計画的な更新と適正な維持管理を実現する取り組みを進める。

しかしながら、施設がかなり老朽化している個所もあり、突発的な修繕もあるため、適宜事後保全で対応しながら、予防保全、長寿命化の考えに基づいた維持管理を実践し、更新費用のピークを平準化させる。

(4) 下水道施設

西予市下水道管路施設長寿命化計画に基づき、下水道管の適切な維持管理を行うとともに、農業集落排水と公共下水道の施設の集約を進め、効率的な維持管理の在り方を検討する。

(5) 漁港・港湾

① 漁港

水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の効率的で効果的な更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画を策定し、日常管理を適切に実施する。

② 港湾

三瓶港港湾施設長寿命化計画に基づき、係留施設9施設を対象に長寿命化を図る。これまでの事後保全的な取り組みから、予防保全による定期的な取り組みへ転換し、点検及び計画的な修繕等を行うことで、施設の長期利用を図る

²愛媛県道路メンテナンス会議：交通省四国地方整備局道路部、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、四国技術事務所、愛媛県、愛媛県内20市町、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社で構成し、道路インフラの老朽化対策の実施に向け、地方公共団体の三つの課題（予算不足・人不足・技術力不足）に対して、支援方策を検討する会議。

(6) 通信施設（光伝送路、防災行政無線）

① 光伝送路

光伝送路を構成している光ファイバケーブルは、法定耐用年数（10年）よりも耐久性が高いため、一度敷設すると25年程度は使用することが可能と考えられ、これまで耐用年数から光ファイバケーブルを張り替えた事例は少ない。

本市は総延長891kmの光ファイバケーブルを有し、初期に敷設したものは13年を経過しているが、目立った品質低下もなく十分使用可能な状態である。

光伝送路の長寿命化に向けた点検、維持管理を実施し、耐用年数での更新ではなく、部分的な更新や芯線不足での追い張り等、必要と判断された部分のみの更新を行う。

② 防災行政無線

同報系防災行政無線は、合併前の旧町ごとに整備した同報系アナログ防災行政無線を使用していたが、導入後20年以上が経過し老朽化したため、情報システムの一元化を行うことを目的に、現在デジタル整備を実施している。すでに野村地区が平成26年度にデジタル化し、平成31年度に全市デジタル化を目指している。

防災行政無線は災害対応の機器・システム類であるため、常に機器を正常に稼働させる必要があり、今後も引き続き点検・維持管理を行う。

デジタル防災行政無線設備の耐用年数は15年程度が見込まれているが、全市デジタル化以降の更新時期について耐用年数での更新ではなく、点検・維持管理の中で見極めることとし、長期利用を目的に予防保全を行う。